

## 保 育 料 月 額 表(R6.9～)

(単位:円・月額)

区分	階層区分	満3歳未満児の場合(3号認定)		満3歳児以上の場合(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育料	給食費(副食費)
生活保護法による被保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	第1階層	0	0	幼児教育・保育の無償化により無料	免除
市町村民税非課税世帯	第2階層	0	0		
市町村民税所得割課税額48,600円未満	第3階層	14,600	14,400		
市町村民税所得割課税額48,600円以上57,700円未満	第4階層	22,800	22,400		保護者負担
市町村民税所得割課税額57,700円以上97,000円未満	第4階層	22,800	22,400		
市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満	第5階層	35,600	35,100		
市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満	第6階層	48,800	48,000		
市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満	第7階層	70,000	68,900		
市町村民税所得割課税額397,000円以上	第8階層	79,000	74,800		

## 保 育 料 月 額 表(ひとり親世帯等の場合)

(単位:円・月額)

区分	階層区分	満3歳未満児の場合(3号認定)		満3歳児以上の場合(2号認定)	
		保育標準時間	保育短時間	保育料	給食費(副食費)
市町村民税非課税世帯	第2階層	0	0	幼児教育・保育の無償化により無料	免除
市町村民税所得割課税額48,600円未満	第3階層	6,600	6,600		
市町村民税所得割課税額48,600円以上77,101円未満	第4階層	6,600	6,600		

**備考**

○保育料月額は、4月1日現在の年齢を基準とします。

○同一世帯に18歳未満の子どもが2人以上いらっしゃる場合は、第2子以降は0円となります。

○保育料月額表の市町村民税所得割課税額の算定では、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄付金税額控除額、外国税額控除額、配当割額・株式等譲渡所得割控除は適用せず、控除前の金額で算定します。なお、令和6年9月から令和7年8月の保育料につきましては、「定額減税反映後」の所得割課税額を用いて算定します。

**○副食費**

- ・2号認定においては、57,700円未満(ひとり親世帯等については、77,101円未満)の世帯の副食費が免除されます。
- ・3号認定については、保育料に含まれます。

○当該年度の8月までの保育料の額は前年度の市町村民税額をもとに、9月から翌年8月までの保育料の額にあつては当年度の市町村民税額をもとに決定します。